

ごかの お知らせ

(No.509)

お知らせ

農業委員会からのお願い

(産業課)

五霞町農業委員会では、年に2回、農地の巡回活動を実施し、必要に応じて農地の所有者等に対し、農地の適正な管理を通知にてお願いしています。

昨年10月に実施した巡回では、雑草が繁茂する農地や休耕地等、農地として有効利用を促すべき圃場を重点的に確認し、耕作者等に農地の適正な利用と保全を呼びかけました。

農地を荒廃化させますと、次のような事が生じる場合もあります。

○作物にとって有害な虫の発生

- 雑草の種子が一斉に拡散
- 産業廃棄物等の不法投棄
- 隣接地や道路への雑草の進入
- 道路利用者の視界遮断

これらは近隣の農地へも悪影響を及ぼし、事故や犯罪を誘発する一因にもなり得ます。

農地は農作物の唯一の生産基盤であり、大切な資産です。

耕作（維持管理）が困難となった方がいましたら、そのままにせず、農業委員や農業委員会事務局へ相談をしてください。

農地を荒廃化させないためには「農地の貸し借り」が有効です。相対によるものではなく、法律に則って農業委員会とおした貸し借りであれば、貸し手、借り手も安心して契約ができます。

また、農地中間管理事業を活用した貸借の場合、一定の条件を満たしますと、貸し手に協力が支払われる制度があります。

なお、協力金制度の詳細については、地域振興Gへお問い合わせください。

お問い合わせ

- ・農業委員会に関して
産業課 農業委員会G
- ・協力金制度に関して
産業課 地域振興G

☎(84)25582 (直通)

万が一の交通事故に備えて『県民交通災害共済』に加入しませんか！

(生活安全課)

交通事故は、注意していても巻き込まれてしまう場合があります。万が一に備えて県民交通災害共済に加入していれば、死亡の場合100万円、一定条件が揃えば障害見舞金として2万円から30万円が支払われます。

○共済会費（1年間）

- ・大人 900円
- ・中学生以下 500円

（4月1日現在で中学生以下の方）

●お申し込み方法

○受付開始

2月19日(月)から生活安全課で随時受け付けます。

○受付時間

午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

○共済期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

※途中加入の場合は、お申し込みの翌日から平成31年3月31日(日)までとなります。

○対象となる事故

道路を運転中の自動車、バイク、自転車等の接触、衝突、転落等に伴う人の死傷が対象となり、自損事故も含まれます。

●出張申込み受付について

各行政区大字事務所にて、出張申込み受付を実施します。この機会に是非お申し込みください。

○受付日時

※左記のとおり実施します。

受付日	2月18日(日)		
受付時間	午前9時～11時	午後0時30分～2時30分	午後3時～5時
受付場所	原宿台コミュニティセンター	堀之内生活改善センター	元栗橋会館
	両新田センター	大福田生活改善センター	小福田生活改善センター
	新幸谷大字事務所	川妻生活改善センター	小手指生活改善センター
	土与部農村集落センター	幸主大字事務所	冬木農村集落センター
	山王山生活改善センター	江川生活改善センター	山王生活改善センター

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G
☎(84)33618 (直通)